

犯罪のない安心安全なまちづくりを推進するため、町内会、地区区長会、まちづくり推進協議会、事業者が地域内の防犯上不安がある場所に防犯カメラを新設する際、その経費の一部について市が補助します。

※予算がなくなり次第終了となりますので、お早めの申請をお願いいたします。

1 補助対象者

町内会、地区区長会、まちづくり推進協議会、事業者(市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体)

2 補助要件 ※ご不明な点はお問い合わせください。

(1) カメラの仕様について

- ①有効画素数が 38 万画素以上であること。
- ②1 秒間に 1 枚以上撮影できること。
- ③作動時間が 1 日 24 時間であり、夜間も人物等が特定できる撮影ができること。

(2) 映像記録機能について

- ①記録時間が 1 日 24 時間かつ 7 日間以上であること。
- ②記録間隔が 1 秒間に 1 画面以上であること。
- ③USBメモリー、CD-R 等外部記録媒体に画像を複写できること。

(3) 撮影場所について

- ①公道等を撮影するものであること(撮影された画像のうち道路、公園その他不特定多数の者が利用する場所の画像の面積が概ね 2 分の 1 以上であること。)
- ②マンション等の住宅、駐車場、事業所、神社、仏閣等の私有財産の管理に供せられる目的で撮影するものでないこと。
- ③公有財産の管理に供せられる目的で撮影するものでないこと。

(4) 地域の総意について

防犯カメラの設置について、町内会等の住民の総意が得られていること。

(5) カメラを設置したことの周知について

防犯カメラの設置場所周辺に表示板を設置すること。

(6) 市税等納付状況について

事業者の場合は市税等の滞納がないこと。

(7) 管理運用について

次の項目を含む管理運用規程が定められていること。

- ①管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務
- ②撮影していることの明示
- ③記録した映像の保管方法、保管期間及び保管期間終了後の消去方法
- ④記録した映像の利用及び提供の制限
- ⑤苦情処理対応
- ⑥その他防犯カメラの運用に関すること。



表示板イメージ

3 補助対象経費

(1) カメラ及びカメラの設置に必要な機器の購入、設置工事に係る費用

(2) カメラの設置を示す表示板に係る費用

※既存のカメラの修繕、撤去、土地の造成、賃借料等は補助の対象になりません。

4 補助率及び補助限度額

(1) 上記の補助対象経費の 2 分の 1 (1 台につき上限 10 万円) を補助 ※千円未満の端数は切り捨て

(2) 1 団体につき年度内に 2 台まで申請可

(裏面に続く)

5 事務手続きフロー

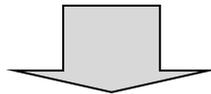
(関係書類は危機対策課にお越しいただくか、市HPからダウンロードできます。)

まず初めに、防犯カメラの設置について、危機対策課にご相談ください。

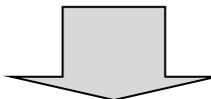
申請に必要な書類を提出

- 補助金交付申請書 ※様式あり
- 収支予算書・事業の内容及び経費の配分 ※様式あり
- 防犯カメラの設置が町内会等の住民の総意であることが確認できる書類
- 防犯カメラの撮影範囲に入る建物の居住者及び工作物の所有者、管理者又は占有者の同意書 ※様式あり
- 防犯カメラ及び表示板の設置予定場所を示した地図及び写真 ※様式あり
- 防犯カメラの撮影範囲を示した地図及び写真 ※様式あり
- 防犯カメラの購入、設置等に係る見積書及び明細書の写し
- 購入する防犯カメラの仕様を示した書類（カタログ等）
- 防犯カメラの管理に係る責任者の氏名等が確認できる書類 ※様式あり
- 市税等納付状況調査同意書（事業者の場合のみ）※様式あり

※市で内容を審査した上で連絡しますので、それまでお待ちください。



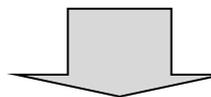
防犯カメラを設置



実績報告に必要な書類を提出

- 補助事業実績報告書、請求書 ※様式あり
- 収支決算書・事業の内容及び経費の精算書 ※様式あり
- 防犯カメラの購入、設置等に係る領収書及び明細書の写し
- 防犯カメラ及び表示板の設置場所を示した地図及び写真 ※様式あり
- 防犯カメラの撮影範囲が確認できる画像を印刷したもの

※必ず工事完了後 30 日以内に書類をご提出ください。



補助金の振込み

6 その他

不明点等ありましたら下記問い合わせ先までご連絡ください。

*申請・問い合わせ先

加賀市総務部危機対策課 TEL：72-7890（直通） FAX：75-7388
Mail：bouhankoutsu@city.kaga.lg.jp